

多様な監査業務（学校法人監査等）に応じた審査のあり方

1. 検討事項（第28回監査部会において了承された「主な検討項目」より）

○ 多様な監査業務（学校法人監査等）に応じた審査のあり方

2. 現状

（1）審査

① 国内

○ 公認会計士の行う監査業務

- ・公認会計士が行う法定監査としては、金融商品取引法監査、会社法監査、私立学校法人監査、労働組合監査、信用金庫監査、信用協同組合監査、労働金庫監査、投資法人監査など多様な監査業務がある。

○ 監査基準の規定

- ・「監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。」として、監査には、それに対する審査の実施を求めている。
- ・審査については、監査基準上、監査業務の種類によってその取扱いに差が設けられていない。したがって、監査事務所内部で適切な審査を実施できない場合には、監査事務所の外部に審査を委託することになる。ただし、公認会計士法上の大会社等以外の監査に係る審査については、公認会計士協会の実務指針において、業務の品質が合理的に確保される範囲において、柔軟な審査を実施できるとされている。

② 海外

○ 国際監査基準（ISQC1）、米国PCAOB基準

すべての監査に審査が求められているわけではなく、審査を行う場合でも、上場企業に対する監査とそれ以外の企業に対する監査とでは、異なる取扱いがされている。

① 上場企業に対する監査

基本的事項に加え、追加的に検討すべき事項が定められている。

② 一定の要件を満たした非上場企業に対する監査

基本的事項が定められている。

- ③ 非上場企業に対する監査に関して、審査が必要となる要件を監査人が定めている場合に、当該要件を満たさない監査
審査なし

(2) 一般目的の財務報告の監査と特別目的の財務報告の監査

① 国内

- ・ 財務報告の目的に応じて、一般目的の財務報告に対する監査（金融商品取引法監査のように、広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように作成された財務諸表に対する監査）と特別目的の財務報告に対する監査（特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすように作成された財務諸表に対する監査）がある。
- ・ 特別目的の財務報告に対する監査については、非常に限定的に行われていることもあり、監査基準上、対応する規定は置かれていないと考えられる。

② 海外

- ・ 国際監査基準においては、特別目的の枠組みに準拠して作成された財務諸表の監査に関する規定が置かれている。（ISA 800号「特別な考慮事項—特別目的の枠組みに準拠して作成された財務諸表の監査」）
特別目的の枠組みに準拠して作成された財務諸表の監査に係る業務の受嘱、業務の計画と実施、財務諸表に対する意見形成と報告に関連する特別な考慮事項を規定。

3. これまでの部会における主な議論

- 監査のニーズと申しますのは、社会的な動きとともにいろいろ変化してまいります。独立の第三者の立場から報告するという監査に対するニーズは、資金が拠出される場所には必ずついてくると申しますか、必要性が生まれるようなところもありますので、適正性意見だけでは十分対応できないような局面も、現在としても既に発生しているかと思えます。

それから、特定の利用者の特定のニーズのためにつくられる財務報告というものも現在存在しておりますので、そういうものにも適用することを視野に入れて、監査基準の立ち位置というものを議論いただきたいと思いますと考えております。

4. 論点

以下のような論点が考えられる。

- 多様な監査業務に応じた審査のあり方をどう考えるか。
例えば、私立学校法人監査のうち、幼稚園に対する監査のように監査の利用者が限定されているようなものについて、上場会社に対して行っている監査と同様の審査を求めるのかどうか。

- 特別目的の財務報告に対する監査の位置付けを監査基準上明確にする必要があるか。その検討を行う前提として、特別目的の財務報告についてどの程度のニーズがあるか等の調査を行う必要があるのではないか。

以上

○ 日本公認会計士協会 品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（平成23年12月22日改正）（抄）

34. 監査事務所は、すべての監査業務について監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、審査に関する方針及び手続を定めなければならない。

A37. 大会社等以外の審査では、業務の品質が合理的に確保される範囲において、以下の事項を考慮して審査の方法、内容、時期及び範囲を簡素化又は柔軟に実施することができる。

- ・ 監査業務の目的や内容（社会的影響の程度を含む。）
- ・ 個々の監査業務において識別した通例でない環境又はリスクの重要性

A41. 大会社等の監査の審査において、第37項に記載されている事項に加えて、監査チームが行った重要な判断として検討され評価される事項には、以下の事項が含まれることがある。

- ・ 監査の基本的な方針と詳細な監査計画の内容（監査期間中に行われた重要な修正を含む。）
- ・ 監査の実施中に識別された特別な検討を必要とするリスクとそのリスクに対する対応
- ・ 監査上の判断、特に重要性及び特別な検討を必要とするリスクに関して行った判断
- ・ 監査の実施中に識別した修正された又は未修正の虚偽表示に関する重要性の判断とその対処
- ・ 経営者及び監査役等、該当する場合、規制当局などの第三者に伝達する事項

これらの事項は、状況に応じて、大会社等以外の財務諸表監査、並びに中間監査、四半期レビュー及び内部統制監査の審査にも適用されることがある。

なお、四半期レビュー業務の品質が合理的に確保される範囲において、四半期レビュー業務に係る審査の方法、内容等を柔軟に定めることができる。

主な監査業務（法定監査）の概要

◎法定監査	内 容	根拠法令
・ 金融商品取引法監査	証券取引所に株式を上場している会社等が金融商品取引法の規定に基づき提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に関する監査証明	金融商品取引法第 193 条の 2
・ 会社法監査	資本金 5 億円以上又は負債総額 200 億円以上の株式会社が会社法の規定に基づき作成する計算書類に関する監査	会社法第 436 条第 2 項
・ 私立学校法人監査	私立学校振興助成法に基づき補助金の交付を受けた学校法人が作成する貸借対照表、収支計算書その他財務計算に関する書類のうち所轄庁が指定する事項に関する監査	私立学校振興助成法 第 14 条
・ 労働組合監査	労働組合が作成する、すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告が正確であることに関する証明	労働組合法第 5 条
・ 政党助成法監査	政党交付金の交付を受けた政党が提出する報告書のうち政党交付金の総額、政党交付金による支出の総額等に関する監査	政党助成法第 19 条
・ 農林中央金庫監査	農林中央金庫が作成する貸借対照表、損益計算書等に関する監査	農林中央金庫法第 35 条
・ 信用金庫監査 ・ 信用協同組合監査 ・ 労働金庫監査	信用金庫等の協同組織金融機関のうち、一定規模以上のものが作成する業務報告書、貸借対照表、損益計算書等に関する監査	信用金庫法第 38 条の 2 協同組合による金融事業に関する法律第 5 条の 8 労働金庫法第 41 条の 2
・ 投資法人監査	投資法人が作成する貸借対照表、損益計算書等に関する監査	投資信託及び投資法人に関する法律第 130 条
・ 投資事業有限責任組合監査	無限責任社員が作成する貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書のうち会計に関する部分に関する監査（監査意見を主たる事務所に備え置く。）	投資事業有限責任組合契約に関する法律第 8 条

監査実施状況調査（平成22年度）（抄）

日本公認会計士協会
自主規制・業務本部

2. 金融商品取引法監査実施状況(No.2 連結あり)

売上高区分	会社数	監査従事者数(1社平均)				監査時間数(1社平均)				監査報酬(千円)		
		監査責任者	補助者		計	監査責任者	補助者		計	平均	最高	最低
			会計士	その他			会計士	その他				
10億円未満	50	2.0	2.9	4.1	9.0	314.3	544.0	749.7	1,608.0	16,591	33,000	3,500
10億円以上 50億円未満	279	2.1	3.6	5.0	10.7	307.9	799.5	954.2	2,061.6	20,736	51,000	3,000
50億円以上 100億円未満	347	2.1	3.9	5.9	11.9	278.9	847.9	993.9	2,120.7	23,218	68,000	5,000
100億円以上 500億円未満	1,273	2.2	4.6	7.4	14.2	299.3	1,113.9	1,275.6	2,688.8	31,388	135,000	4,500
500億円以上 1,000億円未満	445	2.3	5.6	9.4	17.3	331.4	1,501.1	1,704.2	3,536.7	43,437	228,945	12,000
1,000億円以上 5,000億円未満	638	2.5	6.6	11.9	21.0	394.1	1,941.2	2,372.3	4,707.6	60,970	541,645	8,000
5,000億円以上 1兆円未満	106	2.8	9.3	18.6	30.7	537.7	3,253.1	4,209.0	7,999.8	102,267	561,771	8,565
1兆円以上	143	3.1	16.7	28.1	47.9	853.2	5,976.7	8,424.4	15,254.3	232,945	2,938,000	13,800
合計(総平均)	3,281	2.3	5.6	9.4	17.3	352.7	1,544.8	1,888.2	3,785.7	47,854		

(2) 幼稚園法人（学校法人以外の私立の学校の設置者を含む）

帰属収入額 区分	法人数	法人規模(1法人平均)			監査従事者数(1法人平均)				監査時間数(1法人平均)				監査報酬(千円)		
		帰属収入 (百万円)	補助金 (百万円)	学生生徒 定員(名)	監査 責任者	補助者		計	監査 責任者	補助者		計	平均	最高	最低
						会計士	その他			会計士	その他				
3,000万円未満	168	24	14	108	1.1	0.2	1.2	2.4	19.8	3.3	16.0	39.0	403	1,200	100
3,000万円以上 4,000万円未満	265	35	18	125	1.1	0.3	1.2	2.5	21.0	4.2	14.5	39.7	422	1,150	142
4,000万円以上 5,000万円未満	257	45	21	137	1.1	0.2	1.2	2.5	24.2	4.2	17.1	45.4	468	1,080	100
5,000万円以上 6,000万円未満	263	55	26	155	1.1	0.3	1.2	2.6	24.4	4.0	16.9	45.3	477	1,320	100
6,000万円以上 7,000万円未満	251	65	28	173	1.1	0.3	1.2	2.6	23.8	5.6	20.9	50.3	537	1,600	90
7,000万円以上 8,000万円未満	261	75	31	186	1.1	0.3	1.3	2.6	23.9	4.3	19.5	47.7	507	1,990	100
8,000万円以上 9,000万円未満	250	85	34	195	1.1	0.3	1.2	2.5	26.5	4.6	19.7	50.9	544	1,280	200
9,000万円以上 1億円未満	256	95	37	216	1.1	0.4	1.1	2.5	27.4	7.2	18.2	52.8	588	2,100	200
1億円以上 1.5億円未満	948	123	44	362	1.1	0.3	1.2	2.6	29.5	6.4	20.4	56.3	646	2,128	143
1.5億円以上 2億円未満	576	172	60	330	1.1	0.4	1.3	2.7	33.4	8.0	23.8	65.2	765	2,700	120
2億円以上 3億円未満	460	252	83	431	1.1	0.5	1.4	3.0	34.6	9.6	28.5	72.6	880	2,800	190
3億円以上	335	519	136	819	1.2	0.6	1.4	3.2	50.6	19.6	41.3	111.5	1,386	9,480	250
合計(総平均)	4,290	145	50	310	1.1	0.3	1.2	2.7	29.7	7.2	22.2	59.1	676		

財務報告の枠組み

1 一般目的の財務報告の枠組みと特別目的の財務報告の枠組み

一般目的の財務報告の枠組み

広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組み。このような枠組みに準拠して作成される財務諸表を「一般目的の財務諸表」という。

特別目的の財務報告の枠組み

特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすように策定された枠組み。このような枠組みに準拠して作成される財務諸表を「特別目的の財務諸表」という。

※ 国際監査基準 800 号が対応

2 財務報告の枠組みと監査意見

■ 適正表示の枠組みと準拠性の枠組みの監査意見

適正表示の枠組み

財務諸表が、すべての重要な点において、適正に表示されているかどうか

準拠性の枠組み

財務諸表が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されているかどうか

■ 適正表示の枠組みと準拠性の枠組みの監査意見（例）

適正表示の枠組みの場合の監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して、〇〇株式会社の平成 X 年 X 月 X 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

準拠性の枠組みの場合の監査意見

当監査法人は、上記の〇〇株式会社の財務諸表が、すべての重要な点において、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して作成されているものと認める。